

第23回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2024年6月27日（木曜日）
午前11時

場所

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
渋谷東口ビル 1階
TKPガーデンシティ渋谷
ホールA

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

郵送による議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後7時まで

ブロードマインド株式会社

証券コード：7343

証券コード 7343
(発送日) 2024年6月12日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号
ブロードマインド株式会社
代表取締役社長 伊 藤 清

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.b-minded.com/>



(上記ウェブサイトの上部メニューより「IR情報」「株式情報」を順に選択いただき、「株主総会」の項目をご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7343/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ブロードマインド」又は「コード」に当社証券コード「7343」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前11時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
渋谷東口ビル 1階 TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第23期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した本書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする本書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「主要な営業所及び工場」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ◎本書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年6月27日（木曜日）午前11時

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後7時到着分まで

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

欧米諸国との金利差を背景とした円安・物価の高止まりは当連結会計年度においても継続しており、家計の見通しは依然として不透明な状況にあります。

他方で、新NISA制度が2024年1月からスタートしたことを受け、当連結会計年度においてもライフプラン及び資産形成に関するご相談を多くお寄せ頂くことになりました。

このように、年代を問わず資産形成に対するニーズは高まりを見せており、米国長期金利の高止まりを背景に、外貨建て保険を中心とした資産形成商品の魅力が高まりつつある中で、これら商品の販売が好調に推移いたしました。

なお、当連結会計年度よりコンサルタント数の純増ペースを加速させることを目指しており、2023年4月に入社した新卒・中途を合わせて約40名のコンサルタントの戦力化は順調に進んでおります。また、株式会社セブン・フィナンシャルサービスから譲受した全12店の来店型保険ショップを「マネプロ」のブランドのもとで新たにFPショップとして2024年3月から営業開始するなど、フィナンシャルパートナー事業の規模拡大に向けた成長投資に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高5,221,748千円（前期比20.8%増）、営業利益722,331千円（同16.7%増）、経常利益755,139千円（同15.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益447,085千円（同16.5%減）となりました。

なお、当社グループはフィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は84,106千円で、その主なものは次のとおりであります。

マネプロ12店舗開店費用	50,880千円
コールセンター向けシステム開発費用	16,000千円
FP Omusubi（アプリ）開発費用	15,000千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2023年4月3日付で株式会社セゾン保険サービスの株式を取得し、持分法適用の範囲に含めております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2021年3月期)	第21期 (2022年3月期)	第22期 (2023年3月期)	第23期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高 (千円)	3,281,941	3,622,255	4,324,120	5,221,748
経常利益 (千円)	423,908	513,630	651,961	755,139
親会社株主に 帰属する当期純利益 (千円)	282,870	327,505	535,117	447,085
1株当たり当期純利益 (円)	61.79	61.91	100.83	82.92
総資産 (千円)	3,680,089	4,064,318	4,626,882	5,025,609
純資産 (千円)	2,704,048	3,113,090	3,552,217	3,912,266
1株当たり純資産 (円)	522.96	590.67	663.49	699.21

- (注) 1. 当社では、2021年3月期の連結会計年度より連結計算書類を作成しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第20期（2021年3月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期（2022年3月期）の期首から適用しており、第21期（2022年3月期）以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2021年3月期)	第21期 (2022年3月期)	第22期 (2023年3月期)	第23期 (当事業年度) (2024年3月期)
営 業 収 益 (千円)	3,125,337	3,184,621	3,531,236	3,925,981
経 常 利 益 (千円)	424,285	402,216	531,597	543,661
当 期 純 利 益 (千円)	283,642	250,928	630,194	304,432
1 株当たり当期純利益 (円)	61.95	47.43	118.74	56.46
総 資 産 (千円)	3,526,858	3,709,531	4,431,728	4,677,508
純 資 産 (千円)	2,553,426	2,850,424	3,423,631	3,638,307
1 株当たり純資産 (円)	493.83	540.82	639.47	651.84

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第20期(2021年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期(2022年3月期)の期首から適用しており、第21期(2022年3月期)以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率	主要な事業内容
MIRAI株式会社	15,000	100.0%	不動産仲介事業 不動産販売事業
株式会社イノセント	3,000	67.0	結婚相談業

(注) 当事業年度の末日において特定完全子会社はありません。

③ 持分法適用会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社セゾン保険サービス	50,000	15.0%	損害保険代理店・生命保険募集代理業 リスクマネジメントに関するコンサルティング業

(注) 当社は、2023年4月3日付で株式会社セゾン保険サービスの株式を取得し、持分法適用の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

① 当社グループのサービスの認知度向上

当社グループでは1人でも多くのお客様と接点を持つことが継続的な課題であり、消費者及び提携先等からの認知度を高める必要があると考えております。当社グループの提供価値は、パーソナルファイナンスの領域において、今後もわが国ではより一層求められるものだと考えております。そこで、当社グループの提供価値を、広く適切に伝える必要があると考えております。具体的な対応策として、Webプロモーションを中心とした広告宣伝活動に注力するほか、広報活動を強化してまいります。

② 優秀な人材の確保及び育成

営業部門組織の質・量の拡大を目的に優秀な人材の確保及び育成が継続的な課題であり、採用市場の変化を捉えながら採用手法の多様化を進めることで候補者との接点拡大を図るほか、当社グループ事業の独自性や職場としての魅力を訴求することで採用効率の向上及び定着を図ってまいります。

③ サービスのデジタル化に向けての体制構築

マーケティングやコンサルティング、アフターフォローといった価値提供プロセスのデジタル化が中長期的な戦略の実行を加速させるための重要課題であり、ITやテクノロジーに対し深い知見を有する社外リソース等も柔軟に活用しながら、サービス開発体制の構築を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは、フィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループが提供する主なサービス別事業は以下のとおりであります。

- ・ 生命保険の募集による生命保険会社代理店事業
- ・ 損害保険の募集による損害保険会社代理店事業
- ・ 金融商品の募集による金融商品仲介事業
- ・ 住宅ローンの取次による住宅ローン事業
- ・ 国内外不動産の取次による不動産仲介事業

(6) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
フィナンシャルパートナー事業	331 (142) 名	88名増 (26名増)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
318 (139) 名	82名増 (26名増)	39.0歳	5.4年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 18,280,000株
- ② 発行済株式の総数 5,746,416株
- ③ 株主数 1,272名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 清	1,691,704株	30.31%
株 式 会 社 ク レ デ ィ セ ゾ ン	1,000,000	17.92
吉 橋 正	617,904	11.07
笹 川 治 信	545,000	9.76
大 西 新 吾	220,004	3.94
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	189,500	3.40
玉 山 洋 祐	90,000	1.61
吉 田 知 広	88,100	1.58
ブロードマインド従業員持株会	71,900	1.29
GMOクリック証券株式会社	42,100	0.75

- (注) 1. 当社は、自己株式を165,146株保有しておりますが、上記大株主の一覧からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は268,000株増加しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位		氏 名		担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長		伊藤	清	最高経営責任者
取締役	役	吉橋	正	ウェルスマネジメント本部長 M I R A I 株式会社 代表取締役社長
取締役	役	大西	新吾	リージョナルディベロップメント本部長 マーケティング本部長
取締役	役	鶴沢	敬太	ビジネスストラテジー本部長 M I R A I 株式会社 取締役 株式会社イノセント 取締役
取締役	役	岡本	功治	ファイナンシャルコンサルティング本部長
取締役	役	福森	久美	公認会計士及び税理士 公認会計士福森久美事務所 代表 日本ラッド株式会社 社外監査役 株式会社ケアサービス 社外監査役
取締役	役	高橋	直樹	株式会社クレディセゾン 代表取締役 (兼) 副社長執行役員CHO セゾン投信株式会社 取締役会長 スルガ銀行株式会社 社外取締役
常勤監査役		小林	修介	M I R A I 株式会社 監査役
監査役	役	座間	陽一郎	公認会計士及び税理士 公認会計士・税理士座間陽一郎事務所 代表
監査役	役	浅田	登志雄	弁護士 潮見坂総合法律事務所 株式会社SPACE WALKER 社外監査役

- (注) 1. 取締役福森久美氏及び高橋直樹氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小林修介氏、座間陽一郎氏及び浅田登志雄氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役福森久美氏及び監査役座間陽一郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役浅田登志雄氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、社外取締役福森久美氏、社外監査役座間陽一郎氏及び社外監査役浅田登志雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及びすべての子会社のすべての役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求を受けた場合において被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、私的な利益等を違法に得た場合や犯罪行為を行った場合に起因する役員の損害等を免責事由とするなど、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	193,761 (3,600)	192,261 (3,600)	—	1,500 (—)	7 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	14,100 (14,100)	14,100 (14,100)	—	—	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	207,861 (17,700)	206,361 (17,700)	—	1,500 (—)	10 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外取締役及び監査役へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(基本方針)

取締役の報酬額の算定にあたっては、社内外から優秀な人材を確保し、業績向上に向けた意識を高めることをコンセプトに、社外公平性と社内公正性の二つを考慮した報酬水準をベースに、前年業績や個人別の貢献度及び責任の範囲を勘案した報酬とし、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成する。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬の限度額は、2019年6月27日開催の定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名であります。

また、上記報酬枠の内枠として、2022年6月29日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬の額として年額60,000千円以内、株式数の上限を年30,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

監査役報酬の限度額は、2006年2月28日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長伊藤清に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。その権限の内容は、役位・役職ごとの基準金額に前年業績や個人別の貢献度及び責任の範囲を勘案したうえで各取締役の基本報酬の額を決定することです。委任した理由は、前年業績やその貢献度及び責任の範囲を勘案して行う各取締役の評価は、代表取締役社長が行うことが適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役福森久美氏は、公認会計士福森久美事務所の代表、並びに、日本ラッド株式会社及び株式会社ケアサービスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役高橋直樹氏は、株式会社クレディセゾンの代表取締役（兼）副社長執行役員CHO、セゾン投信株式会社の取締役会長及びスルガ銀行株式会社の社外取締役であります。株式会社クレディセゾンは当社株式の17.92%を保有する大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っております。また、当社とセゾン投信株式会社及びスルガ銀行株式会社との間には特別な関係はありません。
- ・ 常勤監査役小林修介氏は、子会社であるM I R A I株式会社の監査役であります。
- ・ 監査役座間陽一郎氏は、公認会計士・税理士座間陽一郎事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役浅田登志雄氏は、潮見坂綜合法律事務所の弁護士及び株式会社SPACE WALKERの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・ 社外取締役

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 福 森 久 美	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地からの発言を行うとともに、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度においては、コーポレート・ガバナンスの向上のための助言・指導等を行っております。
取締役 高 橋 直 樹	2023年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度においては、コーポレート・ガバナンスの向上のための助言・指導等を行っております。

・ 社外監査役

	出席状況及び発言状況
監査役 小 林 修 介	当事業年度に開催された取締役会17回、及び監査役会12回のすべてに出席し、長らく保険会社において役員を歴任し培われた豊富な経験・見識、専門的見地からの発言を行っております。
監査役 座 間 陽一郎	当事業年度に開催された取締役会17回、及び監査役会12回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役 浅 田 登志雄	当事業年度に開催された取締役会17回、及び監査役会12回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,618,798	流動負債	1,059,546
現金及び預金	1,985,499	1年内返済予定の長期借入金	1,508
売掛金	207,342	未払法人税等	127,364
契約資産	428,239	契約負債	203,138
仕掛販売用不動産	873,659	賞与引当金	183,994
その他	124,068	返金負債	205,100
貸倒引当金	△11	未払金	196,890
		その他	141,550
固定資産	1,406,811	固定負債	53,797
有形固定資産	150,389	長期借入金	2,128
建物	193,585	資産除去債務	51,669
工具、器具及び備品	56,143		
減価償却累計額	△99,339	負債合計	1,113,343
無形固定資産	533,844	(純資産の部)	
のれん	466,606	株主資本	3,902,283
ソフトウェア	56,695	資本金	626,750
その他	10,542	資本剰余金	526,750
投資その他の資産	722,577	利益剰余金	2,881,273
投資有価証券	58,303	自己株式	△132,492
関係会社株式	95,314	その他の包括利益累計額	201
繰延税金資産	136,086	その他有価証券評価差額金	201
差入保証金	420,788	新株予約権	191
その他	12,084	非支配株主持分	9,590
資産合計	5,025,609	純資産合計	3,912,266
		負債純資産合計	5,025,609

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,221,748
売上原価	884,091
売上総利益	4,337,656
販売費及び一般管理費	3,615,325
営業利益	722,331
営業外収益	
受取利息	21
持分法による投資利益	11,041
匿名組合投資利益	6,839
保険解約返戻金	12,928
為替差益	62
その他	2,654
営業外費用	
支払利息	163
株式交付費	464
支払保険料	110
経常利益	755,139
特別損失	
投資有価証券評価損	73,994
その他	58
税金等調整前当期純利益	681,086
法人税、住民税及び事業税	236,966
法人税等調整額	△5,483
当期純利益	449,603
非支配株主に帰属する当期純利益	2,517
親会社株主に帰属する当期純利益	447,085

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,108,536	流動負債	988,978
現金及び預金	1,544,405	未払金	187,135
売掛金	213,431	未払法人税等	84,315
契約資産	428,239	契約負債	203,138
前払費用	31,903	預り金	72,375
未収収益	6,421	保険料預り金	32,707
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	839,000	賞与引当金	181,357
その他	45,133	返金負債	205,100
固定資産	1,568,971	その他	22,848
有形固定資産	147,329	固定負債	50,223
建物	190,437	資産除去債務	50,223
工具、器具及び備品	56,143	負債合計	1,039,201
減価償却累計額	△99,252	(純資産の部)	
無形固定資産	523,892	株主資本	3,638,116
のれん	456,654	資本金	626,750
商標権	10,542	資本剰余金	526,750
ソフトウェア	56,695	資本準備金	526,750
投資その他の資産	897,749	利益剰余金	2,617,106
投資有価証券	58,303	その他利益剰余金	2,617,106
関係会社株式	152,372	繰越利益剰余金	2,617,106
出資金	10	自己株式	△132,492
関係会社長期貸付金	131,000	新株予約権	191
長期前払費用	4,029		
繰延税金資産	131,109		
差入保証金	416,823		
その他	4,102		
資産合計	4,677,508	純資産合計	3,638,307
		負債純資産合計	4,677,508

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額		
営	業	収	益		3,925,981	
営	業	費	用		3,421,409	
営	業	利	益		504,572	
営	業	外	収	益		
	受	取	利	息	13,505	
	匿	名	組	合	投	
	保	險	解	約	返	
	為	替	差	益	62	
	そ		の	他	6,304	
営	業	外	費	用		
	株	式	交	付	費	464
	そ		の	他	85	
経	常	利	益		543,661	
特	別	損	失			
	投	資	有	価	証	
	そ		の	券	評	
				価	損	73,994
				他	58	
税	引	前	当	期	純	
	法	人	税	、	住	
	法	人	税	等	調	
				整	額	169,564
					△4,388	
当	期	純	利	益		304,432

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

ブロードマインド株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任
社員 公認会計士 岩 崎 剛 ㊞

業務執行社員

指定有限責任
社員 公認会計士 下 川 高 史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ブロードマインド株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブロードマインド株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

ブロードマインド株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任
社員 公認会計士 岩 崎 剛 ㊞

業務執行社員

指定有限責任
社員 公認会計士 下 川 高 史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブロードマインド株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

ブロードマインド株式会社 監査役会
常勤社外監査役 小林 修 介 ㊟
社外監査役 座間 陽一郎 ㊟
社外監査役 浅田 登志雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社では、中長期的な企業価値向上と株主への適切な利益還元の双方を図ることを重要な経営課題として認識しており、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当性向30%を目指し、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に加え、中期経営計画の早期達成を記念して1株あたり14円の記念配当を加算し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円（普通配当26円／記念配当14円）

総額 223,250,800円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	いとう きよし 伊藤 清 (1965年8月23日)	1988年4月 日本電気株式会社入社 1989年1月 日新製糖株式会社入社 1996年9月 ソニー生命保険株式会社入社 2002年1月 当社設立代表取締役社長就任（現任）	1,691,704株
2	よしはし ただし 吉橋 正 (1969年1月21日)	1991年4月 株式会社アシスト入社 1998年1月 ソニー生命保険株式会社入社 2003年2月 当社取締役就任（現任） 2016年4月 当社ウェルスマネジメント本部長（現任） 2016年9月 Broad-minded America Properties, Inc. 代表取締役社長就任 Broad-minded Texas, LLC 代表取締役社長就任 2020年10月 M I R A I 株式会社代表取締役社長就任（現任）	617,904株
3	おおにし しんご 大西 新吾 (1966年6月30日)	1989年4月 株式会社電通入社 2006年4月 当社入社 ファイナンシャルコンサルティング 本部マーケティング部長 2007年4月 当社社長室長 2008年4月 当社マーケティング本部長 2008年6月 当社取締役就任（現任） 2012年1月 当社ビジネスストラテジー本部長 2016年4月 当社ファイナンシャルコンサルティング本部 長 2019年4月 当社リージョナルディベロップメント本部長（現任） 2023年4月 当社マーケティング本部長（現任） 2024年4月 当社IFA本部長（現任） 2024年4月 当社ダイレクトソリューション本部長（現任）	220,004株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	岡本 功治 (1978年1月22日)	1996年4月 株式会社エフ・エム入社 1999年4月 有限会社インテル入社 2003年4月 有限会社ウェルクラフト入社 2007年11月 当社入社 2010年4月 当社東日本統括部マネジャー 2013年4月 当社本社営業部シニアマネジャー 2014年4月 当社大阪支社 2015年4月 当社大阪支社ゼネラルマネジャー 2017年4月 当社本社営業部 2018年4月 当社本社営業部 執行役員 2022年4月 当社ファイナンシャルコンサルティング本部長(現任) 2023年6月 当社取締役就任(現任)	40,300株
5	福森 久美 (1952年12月13日)	1982年3月 公認会計士登録(7546号) 1982年4月 日本合同ファイナンス(現、ジャフコグループ株式会社)入社 1997年6月 同社取締役 2001年6月 同社常務取締役 2004年4月 株式会社ヴィクトリア代表取締役社長就任 2005年5月 株式会社ジャフコ(現、ジャフコグループ株式会社)常務執行役員就任 2006年6月 同社常勤監査役就任 2011年4月 公認会計士福森久美事務所開設 2011年6月 株式会社フェローテック(現、株式会社フェローテックホールディングス)社外監査役就任 2013年6月 東京エレクトロンデバイス株式会社社外監査役就任 2015年6月 日本ラッド株式会社社外監査役就任(現任) 2019年6月 株式会社ケアサービス社外監査役(現任) 当社社外取締役就任(現任)	一株
【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】 福森久美氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士であり、公認会計士として培われた豊富な経験と高い見識を、今後の当社経営基盤の強化のために活かしていただき、適時アドバイスを頂くことを期待したためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	たか はし なお き 高橋直樹 (1950年8月5日)	1974年4月 株式会社富士銀行（現、株式会社みずほ銀行）入行 2003年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現、株式会社みずほ銀行）執行役員 大阪営業第二部長 2004年4月 同行常務執行役員 営業担当役員 2005年4月 株式会社クレディセゾン入社 顧問 2005年6月 同社常務取締役 2007年3月 同社戦略本部長 2010年3月 同社専務取締役 2011年3月 同社代表取締役専務 2012年3月 同社クレジット事業部長 2016年3月 同社代表取締役副社長 2020年3月 同社代表取締役（兼）副社長執行役員C H O（現任） 2023年6月 セゾン投信株式会社 取締役会長（現任） 当社社外取締役就任（現任） 2023年7月 スルガ銀行株式会社社外取締役就任（現任）	一株
【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】 高橋直樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は会社経営について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等を頂くことを期待したためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 福森久美氏及び高橋直樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 福森久美氏及び高橋直樹氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって福森久美氏は5年、高橋直樹氏は1年となります。
4. 当社と福森久美氏及び高橋直樹氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。両氏が再任された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、福森久美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	こ ばやし しゅう すけ 小林 修 介 (1949年1月21日)	1972年 4月 大東京火災海上保険（現、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）入社 2001年 4月 あいおい損害保険株式会社（現、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）執行役員 2002年 4月 同社取締役 2004年 4月 同社常務執行役員 2008年 4月 同社専務執行役員 2011年 4月 株式会社タイセイ・ハウジー取締役専務執行役員就任 2019年 6月 当社監査役就任（現任） 2020年10月 MIRAI株式会社監査役就任（現任）	5,000株
<p>【社外監査役候補者とする理由】 小林修介氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は長らく保険会社において役員を歴任し経営に 関与し培われた豊富な経験と高い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただくためでありま す。</p>			
2	ざ ま よういちろう 座 間 陽 一 郎 (1975年3月19日)	2001年 4月 中央青山監査法人入所 2004年 3月 公認会計士登録（18647号） 2007年 8月 新創税理士法人 2008年 8月 公認会計士・税理士座間陽一郎事務所開業 2010年 6月 当社監査役就任（現任）	一株
<p>【社外監査役候補者とする理由】 座間陽一郎氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は公認会計士であり、公認会計士としての豊 富な経験と高い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただくためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	あさだとしお 浅田登志雄 (1981年5月1日)	2006年10月 弁護士登録 三宅坂総合法律事務所入所 2017年1月 霞門総合法律事務所(現 潮見坂総合法律事務所)開設(現任) 2017年12月 株式会社SPACE WALKER社外監査役就任(現任) 2020年6月 当社監査役就任(現任)	一株
<p>【社外監査役候補者とする理由】 浅田登志雄氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は弁護士であり、弁護士としての豊富な経験と高い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただくためであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 小林修介氏、座間陽一郎氏及び浅田登志雄氏は、社外監査役候補者であります。
3. 小林修介氏、座間陽一郎氏及び浅田登志雄氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小林修介氏は5年、座間陽一郎氏は14年、浅田登志雄氏は4年となります。
4. 当社と小林修介氏、座間陽一郎氏及び浅田登志雄氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。各氏が再任された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、座間陽一郎氏及び浅田登志雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル 1階
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
電話番号 03-6418-1073



- 交通**
- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩3分
 - 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩2分
 - 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分
 - 京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩6分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。